

JIS

低圧開閉装置及び制御装置－第 7-3 部： 補助装置－ヒューズ端子台に対する 安全要求事項

JIS C 8201-7-3 : 2019

(NECA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎博之	東京大学
(委員)	青柳恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩渕幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎正	IEC/SMB 日本代表委員(ソニー株式会社)
	酒井祐之	一般社団法人電気学会
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田真幸	IEC/CAB 日本代表委員(富士ゼロックス株式会社)
	水本哲弥	東京工業大学
	山根香織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電気制御機器工業会

(〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-17 松永ビル TEL 03-3437-5727)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会(部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 一般	1
1.1 適用範囲	1
1.2 引用規格	2
2 用語及び定義	2
3 分類	3
4 特性	4
4.1 管形ヒューズリンク	4
4.2 定格電力損失値	4
4.3 定格値及び限界値	4
5 製品情報	4
5.1 表示	4
5.2 追加情報	4
5.3 包装への表示	5
6 標準使用, 取付け及び輸送条件	5
6.1 一般	5
7 構造及び性能に関する要求事項	6
7.1 構造に関する要求事項	6
7.2 性能に関する要求事項	6
7.3 電磁両立性 (EMC)	7
8 試験	7
8.1 試験の種類	7
8.2 一般	7
8.3 機械的特性の検証	8
8.4 電気的特性の検証	9
8.5 熱的特性の検証	12
8.6 電磁両立性の検証	18
附属書 A (規定) ゲージ	19
附属書 B (参考) 電力損失値 P_V 及び P_{VK}	21
附属書 C (規定) 試験項目及び供試品数	29
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	30
解 説	34

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電気制御機器工業会 (NECA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8201 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8201-1 第 1 部：通則

JIS C 8201-2-1 第 2-1 部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）

JIS C 8201-2-2 第 2-2 部：漏電遮断器

JIS C 8201-3 第 3 部：開閉器，断路器，断路器用開閉器及びヒューズ組みユニット

JIS C 8201-4-1 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ

JIS C 8201-5-1 第 5 部：制御回路機器及び開閉素子－第 1 節：電気機械式制御回路機器

JIS C 8201-5-2 第 5-2 部：制御回路機器及び開閉素子－近接スイッチ

JIS C 8201-5-5 第 5 部：制御回路機器及び開閉素子－第 5 節：機械的ラッチング機能をもつ電氣的非常停止機器

JIS C 8201-5-8 第 5-8 部：制御回路機器及び開閉素子－3 ポジションイネーブルスイッチ

JIS C 8201-7-1 第 7 部：補助装置－第 1 節：銅導体用端子台

JIS C 8201-7-2 第 7-2 部：補助装置－銅導体用保護導体端子台

JIS C 8201-7-3 第 7-3 部：補助装置－ヒューズ端子台に対する安全要求事項

低圧開閉装置及び制御装置—第 7-3 部：補助装置— ヒューズ端子台に対する安全要求事項

Low-voltage switchgear and controlgear—Part 7-3: Ancillary equipment— Safety requirements for fuse terminal blocks

序文

この規格は、2009 年に第 2 版として発行された IEC 60947-7-3 を基とし、国内の使用実態を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 一般

1.1 適用範囲

この規格は、工業用途の 1 000 Hz 以下の周波数の交流 1 000 V 以下又は直流 1 500 V 以下かつ短絡遮断容量 1 500 A 以下の回路に使用する、JIS C 6575-2 に基づく管形ヒューズリンクを収容し、単線若しくはより線又は可とう銅導体を接続する、ねじ式又はねじなし式の締付具をもつヒューズ端子台について規定する。

この規格では、電気設備への取付けを意図し、かつ、工具なしではヒューズ端子台に接触できないように周囲にエンクロージャを備えるヒューズ端子台だけを対象とする。

制御回路のような使用条件において、短絡保護に限定して使用するヒューズ端子台にも適用できる。

注記 1 この規格は、JIS C 6575-2 の要求事項を満たさない管形ヒューズリンクを収めるヒューズ端子台に対する指針として使用してもよい。

この規格では、ヒューズ端子台と標準化された管形ヒューズリンクとの間の互換性を確実にするために、ヒューズ端子台における機械的特性、電気的特性及び熱的特性の安全要求事項及び試験方法を規定する。

この規格は、次のヒューズ端子台のための指針として使用することが望ましい。

- 導体の固定に特別な工具を必要とするヒューズ端子台。例えば、平形接続子、タブなどによる接続。
- 絶縁体を突き刺す刃又はとがった先端によって導体に直接接触するヒューズ端子台。例えば、絶縁体圧接続など。

JIS C 8201-1 を引用する場合、JIS C 8201-1 の“端子”の語句は、“締付具”と読み替える。

JIS C 6575-1 及び JIS C 6575-2 を引用する場合、JIS C 6575-1 及び JIS C 6575-2 の“ワット損”の語句は、“電力損失”と読み替える。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60947-7-3:2009, Low-voltage switchgear and controlgear—Part 7-3: Ancillary equipment—
Safety requirements for fuse terminal blocks (MOD)